

市民福祉委員会
提言書

平成25年11月

目次

提言書について	2
I 委員名	3
II テーマ選定の経緯	3
III 提言までの検討内容	4
IV 提言事項	5

提言書について

市民福祉委員会では、平成24年6月の委員改選以降、本委員会での調査研究テーマを『これからの「支えあい」の構築』とし、市長への提言に向けて約1年半に及ぶ調査・研究活動を行ってまいりました。

これまでの取り組みとしては、まず本市の現状を把握し、その中で見えてきた課題について各委員が理事者あるいは委員同士の討議を行い、先進地視察等での他市の取り組みも参考にした上で、対応策などの意見を出し合いました。それらの意見を踏まえ、市民目線に立った活発な議論を積み重ね、意見集約を行い、ここに調査研究テーマに対する委員会としての提言を取りまとめました。

理事者におかれましては、本提言書の内容を御理解いただき、本市福祉行政のより一層の推進に向けて、鋭意努力をお願いするものであります。

平成25年11月29日

市民福祉委員会

委員長 川本 光明

I 委員名

委員長	川本 光明
副委員長	吉富 健一
委員	松井 宏治
委員	小崎 愛子
委員	菅 泰晴
委員	篠崎 英代
委員	宇野 浩

II テーマ選定の経緯

少子高齢化の進展による人口構造の変化、雇用環境の変化、貧困・格差の問題などで社会保障の需要は増加の一途をたどっている。このような状況の中、地方自治体を中心とする福祉行政の役割は極めて重要となっているが、近年の深刻な経済不況による税収の減少で自治体の財源確保は一層困難となっている。

他方、地域住民の自主的な助け合いの意義はますます大きくなっており、地域団体やNPOなどの活動が活性化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著となっている。

市民一人ひとりが地域社会の一員として安心して充実した生活を送るために、そして、かけがえのない社会保障制度を維持し次代に残すためにも、自助・共助・公助を最適に組み合わせた施策の展開が必要であり、地域に根ざして助け合う地域社会の基盤を構築する必要がある。

よって、当委員会として、閉会中のテーマを『これからの「支えあい」の構築』と決定し、調査研究を行うこととした。

Ⅲ 提言までの検討内容

研究期間 平成 24 年 6 月から平成 25 年 12 月

年	実施日	内 容
24	8 月 28 日	研究テーマの選定
	11 月 21 日	本市の現状等について
25	1 月 22 日	調査研究 ・ NPO との協働、育成・支援について ・ 社会的企業(ソーシャルビジネス)との協働、育成・支援について 『NPO サポートセンター』を視察
	2 月 5・6 日	中野区・八王子市視察
	5 月 14 日	調査研究 ・ 地域団体との協働、育成・支援について ・ ボランティアとの協働、育成・支援について
	7 月 31 日・8 月 1 日	さいたま市・千葉市視察
	8 月 19 日	課題解決に向けた政策提案
	11 月 22 日	提言のとりまとめ

IV 提言事項

1 NPOとの協働、育成・支援

行政とNPOはその活動領域の住み分けに留まらず、「公共への寄与」という同じ目的の下、その役割と連携のあり方を再確認し、再構築していく必要がある。

そのためにも、行政を担う市職員の意識の涵養を図るとともに、市民に対しては、「一步踏み出す」「現場に臨む」ための一定の見識や技能を満たす、体系的な講座等を開催することが有効である。

平成24年4月のNPO法改正により認定基準が緩和され、税制改正による寄付文化の醸成が図られているところだが、NPOの資金の確保や担い手の育成をどうするのかといった点は慢性的な課題となっている。

そこで、市としては単に補助金による支援にとどまらず、NPOの自立に向けた資金調達の調査研究、担い手の育成、NPO活動の周知啓発、複数のNPOによる共同事務所設置の検討などを行うことが有効である。

- 行政とNPOの協働ガイドブックの充実

既存のガイドブックを充実し、市職員などへの啓発に努めること。

- 資金調達の調査研究

補助金に頼らないNPOの育成を促進するため、寄付集め、資金調達の方法等の調査研究を行うことにより、NPOの自立性を高めること。

- 担い手の育成

市民に対して「一步踏み出す」「現場に臨む」ための一定の見識や技能を満たす体系的な講座等を開催し、新たな担い手の発掘やスタッフのレベルアップを図ること。

- 共同事務所づくりの調査研究

複数のNPOによる共同事務所づくりについて調査研究すること。

- 周知・啓発の強化

NPOの活動内容、NPO法改正による認定要件の緩和や、認定NPO法人に寄付した場合の優遇税制の拡充など、近年の法整備について市民に広く周知啓発を行うとともに、NPOの認知度向上を図ること。

2 社会的企業（ソーシャルビジネス）との協働、育成・支援

ソーシャルビジネスは、少子高齢化、子育て環境など地域を取り巻く様々な社会的課題をビジネスの手法で解決していく事業活動であり、近年全国的に広がりを見せている。

本市においても、そういった動きが一部存在するものの、ソーシャルビジネスに対する理解、支援などは確立されておらず、社会的課題の解決につながるソーシャルビジネスの育成と支援が今後大切となる。

そのために市として、ソーシャルビジネス事業者の活動状況を把握し、ソーシャルビジネスを推進する意義を正しく理解すること。また、いわゆる“行政の狭間”等への対応について、各部署の連携の仕方を検討するとともに、課題解決に取り組むソーシャルビジネスの支援体制を検討する必要がある。

●ソーシャルビジネスの調査研究及び実態調査

本市におけるソーシャルビジネスの実態を把握し理解を深め、行政との協働のあり方を調査研究すること。

●庁内の連携体制の検討

ソーシャルビジネスの多様な可能性を理解し、部署横断的な連携による推進体制を検討すること。

3 地域団体との協働、育成・支援

従前より本市においては、地域団体と連携を図り、地域福祉活動を推進している。しかしながら、それぞれの地域団体は、福祉ニーズの多様化等に伴う負担の増加、担い手・人材不足、資金不足、活動の認知不足といった課題を慢性的に抱えている。

今後、持続可能な地域福祉行政を推進していくうえで、地域団体との協働は不可欠であり、行政と地域団体は「地域福祉への寄与」という同じ目的の下、その役割と連携のあり方を再確認し、再構築していく必要がある。特に行政は、地域に寄り添いながら、支えあいの活動を育む役割が求められる。その取り組みの中で、適切な距離感を保ちつつも、行政は地域をコーディネートする役割を担う必要がある。

そこで、住民が主体となっていけるような地域コミュニティの形成を促すため、より有効な地域情報を公開することにより、地域への参加を促す手法が有効である。また、地域の見守り・支えあい活動に必要な情報を提供できる仕組みづくりや担い手の育成、各関係機関との連携強化など、行政が側面から積極的に支援していく必要がある。

● より有効な地域情報の公開

人口、高齢化率、要介護者数などの有効な地域情報を公開し、地域に必要な支えあい活動の契機とすること。

● 社会福祉協議会と地域団体との連携のあり方の検討

社会福祉協議会と地域団体の有効な連携のあり方を検討し、地域福祉を推進すること。

● 若い世代へ引き継ぐ仕組みづくりについての調査研究

団体の活動に若い世代が参画しやすい仕組みづくりを調査研究すること。

● 地域で支援が必要な方の個人情報活用についての仕組みづくり

支援を必要とする方の情報を活用できる仕組みづくりを推進すること。

4 ボランティアとの協働、育成・支援

本市ではボランティアセンターと連携し、周知啓発や人材の育成などの支援を行い、ボランティア活動の推進に努めている。

市民は地域福祉や公共への寄与の主体者たり得るとの認識に立ち、行政は市民との協働の契機を最大に尊重していくべきである。

そのためにも、行政はボランティア活動への支援を充実強化するとともに、市民が立ち寄りやすい窓口づくりに努め、「始めやすい活動」と「続けられるサポート」の提供を図るべきである。また、各種機関との連携を図り、多様な善意を受け入れて結び付ける窓口機能が必要である。

●ボランティアセンターの機能強化

市民が親しみやすい窓口を整備するとともに、各種団体に対しての活動支援や情報提供、他団体とのコーディネートなど様々な面からの支援を強化すること。

●NPOサポートセンターとボランティアセンターとの連携の検討

市民活動を総合的に支援するため、NPOサポートセンターとボランティアセンターとの連携の仕方を検討すること。

●大学等とボランティアセンターの連携強化

学生のボランティアを活用するため、大学等とボランティアセンターとの連携を強化し、学生のボランティア活動への参加を促すこと。

